
環

境

1. ご み 処 理 - 235-
2. ごみの減量化・再資源化 - 242-
3. 土 地 改 良 清 美 事 業 - 245-
4. 環 境 美 化 - 247-
5. し 尿 処 理 - 248-
6. 一般廃棄物処理実施計画 - 251-
7. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）
処 理 実 施 計 画 - 269-
8. 環 境 保 全 - 273-
9. 産 業 廃 棄 物 対 策 - 279-

1. ごみ処理

(1) 沿革

【廃棄物対策課、クリーンセンター建設推進課】

本市のごみ処理事業は、明治33年（1900年）に汚物掃除法（法律31号）が施行されたその年に塵芥搬出車4台、作業員4人で市内を5区に分けて清掃業務を実施したのが始まりである。

大正13年当時10台の手押車に箱をのせてごみを収集して済美小学校、大森町及び旧奈良商業高等学校付近に埋立処分していた。

昭和4年、三条町に高橋焼却場（21t/日 焼却バッチ式）の完成によって焼却処理も手がける。

昭和24年には初めて1.5t小型トラック4台を購入、機動力を備え肩引車と共に収集する。

昭和30年には奈良阪焼却場建設（15t/日 焼却バッチ式）、また焼却できないごみなどは付近の民有地の田、山林を借り受けて埋立処分を行い徐々に業務の拡大を図った。

昭和30年頃には全車小型トラックに切り換えられた。

昭和40年3月には柏木町にごみを肥料化するコンポスト工場（50t/日）を建設する等、ごみ排出量の増大に対応するため施設の整備を図ったが、昭和47年3月にこの事業を廃止した。

昭和43年5月に芝辻町飛地の谷間の市有地に一般廃棄物最終処分場第1・2次（29,200㎡）を、また昭和46年6月に第3次（29,834㎡）を設置した。しかし急激なごみの増加で最終処分施設がすぐ満杯になり、昭和47年5月から奈良阪町地内に民有地を借用し、一般廃棄物第4次最終処分場を設置し、また昭和50年11月には第5次最終処分場を、また昭和55年11月より第6次最終処分場を、昭和57年6月より緊急時最終処分場を同地内に設置している。

昭和46年12月に1日360t（120t×3基）の焼却能力をもつ清掃工場を建設した。しかし、年々増加するごみ量とごみ質の多様化に対して、昭和55年度・56年度の継続事業として1日120t焼却炉を1基増設した。

昭和57年度から昭和60年度にかけて、1日120t処理能力を有する新焼却炉3基を建設し、昭和60年8月に竣工した。旧炉3基は廃止し、増設1炉と合わせて4基（1日480t規模）体制とした。

併せて、環境清美工場の周辺大気を監視測定するため、昭和60年7月に固定観測局3局、昭和62年度に1局を設置した。昭和47年9月には、廃棄物の収集運搬業務の拠点となる中央清掃基地（清掃事務所）が完成した。また、昭和63年度に事務厚生棟が完成した。

昭和49年7月には粗大ごみ処理施設（100t/5h）を環境清美工場内に併設したが、老朽化のため、平成元年3月に粗大ごみ処理施設（100t/5h）を更新した。

昭和52年10月からは、分別収集（燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・有害ごみ）を実施し、さらに平成7年10月から大型ごみの収集をステーション方式から電話申し込み方式に変更するなど廃棄物の前処理体制の整備を図っている。

また、一般廃棄物最終処分場においても、これまでのごみを捨てるという感覚から脱し処理物の大地還元プロセスとしてとらえることにより積極的に農地造成の中に取り入れ農業振興を図るという方法による環境保全埋立を昭和48年度より計画（南部土地改良清美事業）し、昭和56年度より実施している。

平成3年4月に資源対策課を設置し、総合的・体系的にごみの減量化と再資源化を図り、平成4年7月から、空き缶、ガラスびんの分別収集をモデル地区で開始、更に容器包装リサイクル法の施行を受け、平成9年12月には、ペットボトルと飲料用紙パックを分別品目に加えた。平成11年3月から分別品目に「その他プラスチック」を加え、全市9種分別収集を開始した。平成12年4月には資源対策課をリサイクル推進課に改称し、更なる収集体制の整備を図った。平成19年7月からは、分別品目「その他プラスチック」の名称を「プラスチック製容器包装」へ変更し、平成20年4月には容器包装リサイクル法施行規則の改正に伴い、ペットボトル区分に、しょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・ドレッシングタイプ調味料を追加した。

平成11年9月から平成14年3月に焼却施設のダイオキシン削減対策工事を実施した。

平成13年4月には「家電リサイクル法」が施行され、それに伴い施行当初には家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）が、平成16年4月には「冷凍庫」が、平成21年4月には「衣類乾燥機・テレビ（液晶・プラズマ）」がリサイクル対象となったため、それぞれ大型ごみの収集対象から除外し、同法に基づくリサイクルルートに流れるよう対策を講じた。

平成15年10月から資源有効利用促進法に基づき「家庭用パソコン」がリサイクル対象となった。

平成16年10月から、地域温暖化防止対策の一環として、低公害車（圧縮天然ガス車）のごみ収集車を導入した。

平成17年4月1日に旧月ヶ瀬・都祁村と合併し、ごみ収集地域及び再生資源収集地域が拡大した。

平成18年2月から、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」（平成22年4月「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」に名称変更）を設置し、循環型社会形成の推進を図る施設を建設するため、クリーンセンター建設計画について協議・検討を進めている。

平成21年4月に収集課作業第9・10係を廃止し、まち美化推進課に大型ごみ収集係を設置、平成21年11月から大型ごみ電話受付システムを導入した。

平成25年4月からごみの収集方法について、燃やせないごみの収集回数の増加、プラスチック製容器包装の収集日の変更及びごみ収集の民間委託地域の拡大を行い、ごみの分別方法を一部変更した。

平成27年11月から、環境清美センターへの持ち込み車両による渋滞等への対策としてごみの持ち込みの電話予約制を開始した。

令和2年3月から持込ごみのインターネット受付を開始。

令和3年10月から大型ごみのインターネット受付を開始した。

令和5年度から市内全域の再生資源の収集業務を民間事業者に委託することに伴い、リサイクル推進課を廃止した。（収集以外の業務は廃棄物対策課で行う。）

(2) 対象人口及び区域（令和7年4月1日現在）

【廃棄物対策課】

処理区域	全市
面 積	276.94km ²
世 帯 数	168,722世帯
人 口	346,024人

(3) 施設及び処理能力一覧表

【環境清美工場、土地改良清美事務所】

施 設 名		竣工年月日	形 式	能 力	1日平均処理量	建 設 費(千円)
焼 却 処 理 施 設		昭和57年 3月	全連続燃焼式	120t/24H	194t	総工費 1,266,600
		昭和60年 8月	〃	360t/24H		総工費 5,357,400
粗大ごみ処理施設		平成元年 3月	横軸スイングハンマー	100t/ 5H	104t	総工費 1,440,000
一般廃棄物 最終処分場 (第1工区)	埋立処分 地 施 設	昭和56年11月	埋立面積 40,000m ²	埋立容量 305,000m ³	平成12年4月末日 埋立終了	538,349
	浸出水処 理 施 設	昭和54年 2月	活 性 汚 泥 法	350m ³ /日	104.05m ³	133,500
同 (第2工区)	埋立処分 地 施 設 (西 谷)	平成 8年 3月	埋立面積 27,500m ²	埋立容量 390,810m ³	28.34m ³	1,257,023
	埋立処分 地 施 設 (東 谷)	平成29年8月	埋立面積 30,600m ²	埋立容量 357,100m ³	0m ³	1,417,976
	浸出水処 理 施 設	平成 8年 3月	接 触 酸 化 法	230m ³ /日	69.92m ³	1,182,440
緊急時一般廃棄物 最 終 処 分 場		昭和63年 5月	埋立面積 27,400m ²	埋立容量 264,403m ³	2.14m ³	

※ 1日平均処理量は令和6年度末現在

(4) ごみ処理状況

【廃棄物対策課】

(単位:トン)

年 度	搬 入 量	内 訳				最終 処分量	1 日平均 搬 入 量
		可燃ごみ	不燃ごみ	埋 立 物	有害ごみ		
R2年度	85,857	74,377	9,881	1,597	2	14,701	235
R3年度	84,674	74,526	9,093	1,052	4	12,349	232
R4年度	82,315	73,586	7,990	710	29	12,745	226
R5年度	80,774	71,726	7,952	1,055	41	12,575	221
R6年度	79,050	70,762	7,623	619	46	13,753	217

※不燃ごみ量は大型ごみ量との合算値

(5) 環境清美工場

【環境清美工場】

① 焼却処理施設

所 在 地	左京五丁目2番地						
敷 地 面 積	28,100㎡ (全敷地 41,521.24㎡)						
着 工	昭和55年12月 1基 昭和57年 9月 3基	竣 工	昭和57年3月 昭和60年8月	改 造	着 工 完 成	平成11年9月 平成14年3月	
焼 却 能 力	480t/24H(120t/24H×4基)		総 工 費	6,624,000千円		工 事 費	4,042,500千円
炉 形 式	全連続燃焼式		施工業者	日立造船(株)		施工業者	三機工業(株)
建 屋 概 要	1. 工場棟 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下1階 地上4階 2. 管理棟 鉄筋コンクリート造 地上2階 3. ポンプ室棟、計量器室棟				増 設	熱 分 解 棟	

② 粗大ごみ破碎処理施設 (令和6年10月より稼働停止中)

所 在 地	左京五丁目2番地		
敷 地 面 積	1,900㎡ (全敷地 41,521.24㎡)	建物構造	R C 造地下2階地上3階
着 工	昭和62年9月21日	竣 工	平成元年3月10日
建 築 面 積	1,337㎡	破碎能力	100t/5H
破 碎 型 式	横軸スイングハンマー	総 工 費	1,440,000千円

③ 特別高圧受変電設備

所 在 地	左京五丁目2番地
建築面積	381.582㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
竣 工 日	平成3年12月15日

④ 灰污水处理装置

所 在 地	左京五丁目2番地
建築面積	88.90㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造
竣 工 日	平成4年6月30日

⑤ 工場車両台数

(令和7年4月1日現在)

車 種	10 t ダンプ	4 t ダンプ	2 t ダンプ	小 型 ダンプ	4 t パッカー	2 t パッカー	ブルド ーザー	リーチ ローダ	ショベル ローダ	フォーク リフト	事 務 連絡車	計
台 数	4	1	1	1	5	3	1	1	2	1	2	22

(6) 環境清美センター(事務厚生棟)

【収集課】

所 在 地 左京五丁目2番地

竣 工 年 月 日 昭和63年7月15日

敷 地 面 積 11,521.24m² 延床面積 6,170.37m²

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 地上3階

施 設 の 内 容 事務室(廃棄物対策課・収集課・まち美化推進課)、浴室、洗濯室、乾燥室、休憩室、食堂、会議室

(7) 収集課保有車両

【収集課】

(令和7年4月1日現在)

車 種	2.0t	0.75t	0.35t	そ の 他	計
パ ッ カ ー	27				27
ダ ャ ャ ャ		6	10		16
事務連絡車				1	1
計	27	6	10	1	44

(8) 再生資源処理事業用保有車両

【廃棄物対策課】

(令和7年4月1日現在)

車 種	2.0t	0.35t	0.75t	そ の 他	計
ショベルローダ				2	2
フォークリフト				2	2
計	0	0	0	4	4

(9) ごみの収集方法

【廃棄物対策課、収集課、まち美化推進課】

① 直営収集（家庭系ごみ）

家庭ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、再生資源（空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック）の9種類の分別収集を行っている。

燃やせるごみについては週2回、燃やせないごみは隔週、プラスチック製容器包装は週1回、再生資源はおおむね月1回、大型ごみ及び有害ごみは、電話、インターネット申し込みによる戸別収集を行っている。

② 中高層住宅等家庭系ごみ収集

UR都市機構等の中高層住宅より排出されるごみを昭和59年度より、市内の在宅医療廃棄物収集を平成23年度より、民間事業者に収集委託している。

③ 東部地域・精華地区等家庭系ごみ収集

田原、柳生、大柳生、東里、狭川地区については、昭和54年度より民間事業者に収集委託している。また、精華地区については、平成21年度より民間事業者に収集委託している。

④ 月ヶ瀬・都祁地域家庭系ごみ収集

月ヶ瀬・都祁地域については、平成17年度（再生資源は令和2年度）より民間事業者に収集委託している。

⑤ 市街地家庭系ごみ収集（大型ごみを除く）

平成25年度より、民間事業者の一部収集委託している。順次委託を拡大し、令和5年度には約114,000世帯を委託している。再生資源については、令和2年度より富雄川西側区域、令和3年度より市内区域の一部、令和5年度より市内全域を民間事業者に収集委託している。

(10) 奈良市清掃業務審議会

【廃棄物対策課】

市の廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、市長の附属機関として下記事項について審議する奈良市清掃業務審議会を設置している。

- 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及びその更新に関すること。
- 一般廃棄物処理施設の設置等の許可に関すること。
- 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及びその更新を受けた者に対する指導及び処分に関すること。
- 廃棄物の減量、再生及び再利用の推進に関すること。
- 廃棄物の処理に伴う公害対策に関すること。

(11) 奈良市清掃業務審議会専門分科会

【廃棄物対策課】

民間主導型による廃棄物の減量・再資源化の推進の調査・審議を行う分科会を奈良市資源化専門分科会とし、公害の調査・審議を行う分科会を奈良市廃棄物処理施設環境影響調査専門分科会として設置している。

（奈良市資源化専門分科会）

- 廃棄物の減量・再資源化に係る調査・研究に関すること。
- 廃棄物の減量・再資源化に係る具体的な活動に関すること。
- その他、資源化専門分科会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（奈良市廃棄物処理施設環境影響調査専門分科会）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置または変更の許可をする場合において、法施行規則第4条の3に定める生活環境の保全に関する事項についての調査に関すること。
- 前号の調査の結果を市長に報告するものとする。

(12) クリーンセンター建設計画の策定

【クリーンセンター建設推進課】

本市のごみ焼却施設については、稼働後40年以上が経過しており、新しい施設の整備が早急に必要である。また、現施設の周辺住民と奈良市の間で結ばれた移転建設を趣旨とした公害調停により、新たな候補地を選定して建設することとした。

平成18年2月から「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置し、移転候補地の選定及び施設整備のあり方などについて検討を行っている。平成19年11月には、策定委員会から15カ所の移転候補地の選定を主な内容とした「中間報告」を受け、パブリックコメントによる意見募集を行い、平成20年4月には、候補地を9カ所に絞り込んだ。続いて、平成20年10月～12月及び平成21年4月に、この9カ所及び隣接地域を対象に、具体的な建設地について公募を実施した。

これらの意見や募集結果をふまえ、平成21年11月には総合評価点方式により4カ所の候補地が選定され、平成23年3月には、先の総合評価点及び現地視察による総合的な判断の結果、最終的に2カ所に候補地が絞り込まれたことが策定委員会より市長に報告された。

そして、本市は、平成25年3月には、候補地の状況、環境・景観、及び費用面等の比較・検討の結果、中ノ川町・東鳴川町地内を最終建設候補地として選定した。

候補地選定以降は、協議の場を設けていただくよう候補地地元自治連合会を始め地区の住民に再三に渡り申し入れをしたが、交渉の窓口となる協議会が設立されるには至らなかった。

このことから、直接周辺住民の意見を聞くため、平成28年7月に「クリーンセンター建設に関する意見交換会」を開催し、さらに中ノ川町・東鳴川町地内の住民への戸別訪問を実施した。

また、平成28年8月開催の「第56回策定委員会」で、委員より、事業が進捗するためのあらゆる可能性を調査するべきとの意見があり、その調査・検討を進めてきたが、建設計画に進捗を見出すことができない中、この問題の解決を先送りすることは許されないとの判断から、平成29年7月、建設候補地を見直すこととした。

以降、本市では、現施設の周辺住民と意見交換を行い、一方、奈良市自治連合会では、クリーンセンター建設問題を市民全体の問題としてとらえ、その課題の共有・解決を図るため、建設候補地の公募や市民集会の開催に取り組まれた。

平成30年2月から、本市は、大和郡山市・生駒市・平群町で開催されていたごみ処理広域化に関する合同勉強会に参加（後に斑鳩町が参加）し、ごみ処理広域化の可能性について検討を進め、平成30年12月に中間報告書を取りまとめた。令和元年12月には、広域化を視野に、人口重心、法的規制、アクセス性、周辺の住居等の状況の視点で慎重に検討した結果、大和郡山市域との境である七条地区を候補地として絞り込みを行った。

しかし、令和2年8月の同勉強会において、それぞれの市町が有する現施設の更新時期の相違等スケジュールが合わないという理由で、生駒市及び平群町が、今回のごみ処理広域化の枠組みには参加しないという判断を行った。

令和3年4月の同勉強会において、平成30年に作成した中間報告書を奈良市、大和郡山市及び斑鳩町の2市1町での内容に修正した合同勉強会報告書を作成した。しかし、令和3年9月に大和郡山市内の自治会より、同勉強会からの脱退を主旨とした要望書が大和郡山市長あてに提出されたことを受け、大和郡山市が同勉強会からの離脱を表明した。さらに、令和4年8月には斑鳩町の具体的な負担額が分からないままでは、町民や議会に対して、理解を得るための説明ができないとの理由で斑鳩町が同勉強会からの離脱を表明したため、現在は、本市単独でのクリーンセンターの建設を推し進めている。

その後、策定委員会において新クリーンセンター整備に関する基本的な方向性を審議していただき、令和5年9月に「奈良市新クリーンセンター施設基本構想」を策定し、令和6年2月に地域エネルギーセンターを核とした「まちづくり」に関して、将来像や基本目標、具体的な取り組み等をまとめた「新クリーンセンター事業概要書」を公表した。令和6年3月には、今後の人口減少等に伴うごみ量・ごみ質の変動や、循環型社会の形成にふさわしい施設として、新クリーンセンターを整備するための「新クリーンセンター施設整備基本計画（案）」を作成後、広く意見を募集するためパブリックコメントによる意見募集を行い、その結果を公表した。

一方、令和6年度の当初予算において、七条地区で新クリーンセンターを建設していくために必要となる調査業務を予算計上したが、議会における予算審議において、七条地区を候補地とするに至った選定プロセスなどについて議会の理解を得ることができず、事業予算の多くが否決された。そのため、令和6年5月開催の「第65回策定委員会」において、候補地について審議いただいた結果、採決を経て、賛成多数となり、策定委員会として「市が、七条地区で、事業を進めることを是認する。」という報告をいただいた。

七条地区を候補地として絞り込みを行った令和元年以降、周辺住民との対話や事業の説明を繰り返し実施していたが、周辺住民の理解を得るには至らず、七条地区への建設計画に反対する主旨の請願書が市議会に4件提出され、令和6年6月定例会において、選定プロセス等を理由として4件全て採択された。一方、現施設の速やかな移転を求める主旨の請願書も市議会に提出され、令和6年6月定例会において、採択された。

市は、議会の理解を得たうえで一刻も早く事業を進めていくために、令和6年11月開催の「第66回策定委員会」

において、候補地の選定基準及び基準に基づき候補地を絞り込む等の選定のあり方・方法について諮問した。これを受け、「第66回策定委員会」から令和7年3月開催の「第69回策定委員会」においてまとめられた候補地選定の条件に基づき奈良市全域より7つの候補地に絞り込まれた。また、令和7年5月開催の「第70回策定委員会」において、7つの候補地の総合評価点の集計がされ、令和7年6月、策定委員会から総合評価点が高かった順に、七条町、北之庄町及び大和田町の3箇所が新クリーンセンター建設地として適している旨の答申が提出された。

今後も、本市単独としての建設候補地の選定をするとともにクリーンセンター建設計画の策定のための取組みを進めていく。

(13) 環境清美工場周辺の大気等環境影響調査

【環境清美工場】

昭和60年7月に固定観測局を環境清美工場内に設置し、気象観測を実施、平成3年12月には同局を左京地区に設置し、気象観測、大気汚染、騒音、低周波騒音測定を実施している。また、平成5年8月に大気中オキシダント測定器を設置して、公害防止に努めている。平成14年2月には環境影響調査範囲を拡大し、佐保台地区にも固定観測局を設置し、気象観測、大気汚染測定を実施して公害監視の強化を図っている。

測定項目 観測局	風向	風速	気温	湿度	浮遊 粒子状 物質	二酸化 硫黄	窒素 酸化物	塩化 水素	騒音	低周波	光化学 オキシ ダント
環境清美工場固定観測局	○	○	○	○	(排ガス濃度自動測定)						
左京固定観測局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐保台固定観測局	○	○	○	○	○	○	○	○			○

局 舎 平成 3年12月28日 左京固定観測局（コンテナ）設置
平成 5年 8月31日 大気中オキシダント測定器設置
平成14年 2月28日 佐保台固定観測局（コンテナ）設置

(14) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業

【廃棄物対策課】

① 目 的

近年、市街地化が進むにつれて、地方公共団体個々の行政区域の中で、廃棄物処理地の確保が困難な情勢下にあつて、その打開策として、海面埋立による広域処理を図ろうとするものである。

② 経 緯

- 昭和56. 12. 1 広域臨海環境整備センター法施行
- 昭和57. 1. 8 同法第2条第2項の規定による広域処理（厚生省告示第1号）
対象区域の指定 近畿圏 2府4県76市79町4村及び4港湾
(奈良県 9市14町2村) ※昭和57年当時

9市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市
14町	香芝町、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、新庄町、當麻町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
2村	安堵村、明日香村

- 昭和57. 3. 1 大阪湾広域臨海環境整備センター設立
現行資本金 137,000千円

・出資 4港湾管理者175地方公共団体
(昭和56年度奈良市出資額 4,160,000円：平成18年度中に合併分200,000円追加出資で計 4,360,000円)

③ 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事 年度別委託実績

年 度	建設委託料 奈良市負担額(千円)
令和 2 年度	2,004
3 年度	2,555
4 年度	3,231
5 年度	4,347
6 年度	4,969

④ 処理計画

大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪沖埋立処分場へは、陸路で堺基地まで運搬し、それより海路で大阪沖まで運ぶ。環境影響等を十分考慮して、指定された運搬経路を利用している。

搬入実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量(t)	2,861	2,861	2,435	2,947	2,736
処分委託料(千円)	31,786	31,786	27,053	32,741	35,214

2. ごみの減量化・再資源化

【廃棄物対策課】

ごみの減量化と資源のリサイクル普及促進のため、次の施策を推進している。

(1) 再資源化対策

① 全市での再生資源分別収集

平成11年3月22日から、空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、再資源化を図っている。

回収実績

(単位：kg)

種 別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空 き 缶	アルミ	225,130	229,300	218,090	207,640	200,860
	スチール	242,120	230,530	203,760	202,790	186,850
	計	467,250	459,830	421,850	410,430	387,710
ガラスびん		1,713,710	1,708,182	1,631,441	1,576,234	1,492,752
ペットボトル		484,690	488,770	493,288	463,100	441,666
紙パック		71,720	68,360	65,730	61,960	59,850
小 計		2,737,370	2,725,142	2,612,309	2,511,724	2,381,978
プラスチック製容器包装		3,366,820	3,381,800	3,383,710	3,239,740	3,171,860
合 計		6,104,190	6,106,942	5,996,019	5,751,464	5,553,838

② 公民館・人権文化センター・連絡所等での再生資源分別回収

回収実績

(単位：kg)

種 別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空き缶	アルミ	22,717	21,046	18,070	17,266	17,647
	スチール	24,611	21,130	16,882	16,862	16,417
	計	47,328	42,176	34,952	34,128	34,064
ペットボトル		65,460	65,405	54,990	56,450	52,515
紙パック		9,168	14,340	752	5,916	4,726
合 計		121,956	121,921	97,094	96,494	91,305

③ 資源回収場（環境清美センター内）での再生資源分別回収

回収実績

(単位：kg)

種 別		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空き缶	アルミ	8,404	7,515	7,117	5,182	5,494
	スチール	9,104	7,545	6,649	5,060	5,110
	計	17,508	15,060	13,766	10,242	10,604
ガラスびん		126,207	138,037	125,112	54,764	52,927
ペットボトル		12,195	11,850	11,010	10,080	10,080
紙パック		915	765	645	585	660
合 計		156,825	165,712	164,229	75,671	74,271

回収実績

(単位：kg)

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新 聞	20,240	15,820	13,560	9,650	10,945
雑 誌	128,360	110,090	76,560	76,610	79,830
ダンボール	83,420	71,170	56,740	53,070	54,550
布 類 等	33,570	52,924	34,310	27,205	21,130
計	265,590	250,004	181,170	166,535	166,455

(2) ごみ減量化対策

生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、ダンボールコンポスト購入助成

① 助成内容

家庭内で発生する生ごみを自家処理するため生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、ダンボールコンポストを購入する市民に対し、購入費の一部を助成する。

助成金の額 生ごみ処理機 購入価格の1/2（限度額30,000円）1世帯1基
 生ごみ堆肥化容器 購入価格の2/3（限度額 7,000円）1世帯2基以内
 ダンボールコンポスト 購入価格の1/2（限度額 2,000円）1世帯4基以内

② 助成実績

(単位：件)

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみ処理機	89	91	71	81	86
生ごみ堆肥化容器	63	73	69	27	29
ダンボールコンポスト	8	13	13	1	0

3. 土 地 改 良 清 美 事 業

【土地改良清美事務所】

可燃ごみの焼却残灰の埋立処分地として従来の捨てるという感覚から脱皮し、埋立処分後は農用地を造成して農業生産基盤の整備と関係地域の生活環境整備を図ることに重点を置いた最終処分事業として南部土地改良清美事業を、奈良市南東部の国道25号線天理市と市境の北側に位置し、(名阪国道)五ヶ谷インターチェンジの南側に隣接する標高280m～350mの山間部の小河川をはさむ溪谷部で進めている。

(1) 南部土地改良清美事業の概要

場 所 米谷町地内

事業費 ① 第1工区

昭和50年度より昭和56年度までの7カ年の継続費が設定され、諸施設が建設された。継続費に係る事業の総支出済額は671,849千円である。

② 第2工区

西谷地区

平成4年度より平成7年度までの4カ年の継続費が設定され、諸設備が建設された。継続費に係る事業の総支出済額は2,439,463千円である。

東谷地区

平成27年度より平成29年度までの3カ年の継続費が設定され、処分場が建設された。継続費に係る事業の総支出済額は1,417,976千円である。

(2) 計画区域の現況

区 域 地 目	第 1 工 区	第 2 工 区	計	割 合
山 林	47,710 ^{m²}	54,910 ^{m²}	102,620 ^{m²}	63.3 %
畑	12,490	6,690	19,180	11.8
田	17,010	21,070	38,080	23.5
溜 池	250	—	250	0.2
墓 地	1,440	—	1,440	0.9
原 野	180	250	430	0.3
合 計	79,080	82,920	162,000	100.0

(注) 計画区域については地元と協議の段階で変更することがある。

(3) 土地利用計画

区域 地目	第1工区	第2工区	計	割合
平坦農地	52,960 ^{m²}	41,020 ^{m²}	93,980 ^{m²}	58.0 [%]
法面農地	7,310	22,840	30,150	18.6
通路	12,410	10,940	23,350	14.4
用水路	2,400	3,120	5,520	3.4
調整池及び 浸出水処理施設	4,000	5,000	9,000	5.6
合計	79,080	82,920	162,000	100.0
容量	305,000 ^{m³}	747,900 ^{m³}	1,052,900 ^{m³}	

(注) 土地利用計画については地元と協議の段階で変更することがある。

(4) 埋立計画

環境清美工場において焼却処理された焼却灰をサンドイッチ方式及びセル方式により覆土をし载荷転圧をする。

埋め立ては谷の下方から上方に向かって载荷転圧を繰り返しながら行い、進行に応じ現場内先行の排水路、進入路を確保しつつ埋め立てを行う。従って、全区域を一度に土地形質の変更はせず、工事に必要なだけ順次計画的に行う。

(5) 防災対策と環境保全対策

当該地域のより良き土地の活用、埋立実施計画及び砂防、地すべり、排水等、地域内のみならず地域外への災害防止及び環境保全対策に万全を期するため、学識経験者及び地元住民代表からなる「奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策懇話会」を設置し、それぞれ専門分野より防災対策と環境保全対策を主眼として各種観点から討議を重ねている。

(1) 環境美化事業

清潔で快適なまちづくりを実現するため市民の理解と協力を得て、次に掲げる各種の環境美化事業を推進している。

① 美化運動の推進

より清潔で住みよいまちを築き上げるため、地域住民挙げての美化運動の推進に努めている。今後も「自分たちのまちは自分たちの手で美しくしよう」という趣旨を十分自覚認識してもらえよう継続的にPRを行っていく。

② 町内自主清掃の励行

自治会単位で溝や道路際、あき地、広場等の自主的な清掃・草刈りを奨励し、これらのごみの収集を行っている。

令和6年度実施件数 2,045件

③ 不法投棄防止並びにその処理

ごみの不法投棄は都市美観を損ない、近隣の生活環境を著しく低下させることになる。このことから定期的なパトロールや市民の通報により現地調査を行い、その処理にあたっている。また、要望のあった自治会に対し不法投棄警告の立て看板を交付するとともに、不法投棄警告センサー（19カ所）及び同対策カメラ（6カ所）を設置している。不法投棄されやすい箇所については、重点的に巡視している。今後も自治会等の協力を得て、まちの美化保持に努めていく。

④ あき地の適正管理

「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、あき地の所有者又は管理者に都市美観を保持し、近隣住民の生活環境を損なわないよう適正な管理の指導を行ってきたが、平成23年度には、雑草が繁茂したあき地における適正管理の履行の強化が図れるよう「奈良市あき地の適正管理に関する条例」（平成23年10月1日施行）を新たに制定し、通報に基づき調査のうえ、その土地の所有（管理）者に対し害虫の大量発生等を未然に防止することを目的として刈り取り、除去するよう指導を行っている。

⑤ 公衆便所の維持管理

近鉄奈良駅前、新大宮駅前、高の原駅前、大和西大寺駅前南口の計4カ所の清掃を行うとともに維持管理に努めている。

(2) まち美化推進課保有車両

（令和7年4月1日現在）

車 種	クレーン車	ダンプ車	パッカー車	パトロール車	トラック	事務連絡車	計
台 数	3	13	※18	1	6	1	42

※18台の内、LPG車1台・ディーゼル車17台

5. し 尿 処 理

【廃棄物対策課】

(1) 沿 革

本市のし尿処理事業は、農作物の下肥として市街地周辺の農家が独自で収集し農地に還元されていた。

その後、化学肥料が急速に普及し、また農家自体の労働力の不足もあって下肥としての使用が減少してきたことから昭和30年頃より数者の許可業者によるし尿収集が始まった。

昭和38年4月し尿処理施設の完成に伴い、許可業者6社と市の出資により株式会社奈良市清美公社を設立し同年11月より奈良市唯一のし尿くみ取り業者として業務を開始した。昭和43年6月同公社の合理的経営を図るため全株式を市が買い取り、昭和46年1月1日からし尿の収集運搬及び同手数料の徴収を同公社に委託し、し尿処理業務にあたっている。なお、終末処理は昭和38年4月に旧大安寺下水処理場にし尿処理施設（一次処理施設 100Kℓ/日）が完成し、昭和47年11月には処理能力 100Kℓ/日の二次処理設備が完成した。また、汚泥処理についても昭和50年12月と59年3月に同一敷地内において焼却炉15 t/日を設置した。昭和52年4月の大安寺下水処理場廃止に伴い、し尿処理施設部門は清掃部（現、環境部）衛生浄化センターとなった。

平成11年9月より、施設の老朽化に伴う機能低下と浄化槽汚泥の混入比率の変化に対応するため、汚泥再生処理施設建設工事を着手し、平成15年3月に、汚泥再生処理施設（し尿・浄化槽汚泥90Kℓ/日、生ゴミ3.4 t/日）が完成した。この施設は、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥に少量の生ゴミを加えてメタン発酵により堆肥にリサイクルする資源循環型の処理能力を有している。平成16年度からは、施設で製造された汚泥発酵肥料「畑楽」を学校・公園等の公共施設と一般市民に譲渡している。

平成17年4月に旧月ヶ瀬村・旧都祁村を合併し、旧2村地域については、山辺環境衛生組合（一部事務組合）の管轄となった。

平成26年4月の下水道事業の公営企業化に伴い、従前まで衛生浄化センターで焼却していた脱水ケーキが搬入されなくなったため、平成27年3月末をもって焼却炉施設を廃止した。なお、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生するし渣については、環境清美工場で焼却している。

(2) し尿及び浄化槽汚泥くみ取り件数

旧奈良市域のし尿の収集運搬業務は株式会社奈良市清美公社に委託し、浄化槽汚泥の収集運搬業務は許可業者にて行っている。月ヶ瀬・都祁地域については、山辺環境衛生組合で、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬と処理を行っている。

（単位：件）

年度	旧奈良市域し尿		月ヶ瀬・都祁地域	
	人頭制及び 一般従量制	事業所従量 制	し尿	浄化槽汚泥
令和2年度	13,380	2,473	1,281	1,459
3年度	12,616	2,496	1,366	1,577
4年度	11,832	2,679	1,432	1,635
5年度	11,253	2,551	1,404	1,700
6年度	10,357	2,594	1,407	1,677

(3) し尿・浄化槽汚泥処理量

(単位：kℓ)

年度	旧奈良市域		月ヶ瀬・都祁地域	
	し尿	浄化槽清掃汚泥	し尿	浄化槽清掃汚泥
令和2年度	3,097	12,793	579	4,889
3年度	3,008	12,995	593	5,057
4年度	2,622	12,146	605	5,251
5年度	2,591	11,426	595	5,292
6年度	2,529	11,346	611	5,212
処理施設	奈良市衛生浄化センター		山辺衛生センター	

※ 脱水・焼却処理後発生する残さは埋め立て処分している。

(4) し尿収集人員及び収集車両（令和7年4月1日現在）

① 人員（奈良市清美公社従業員）

従事業務職員 7人

② し尿収集車両

2tバキューム車 5台 8tバキューム車 1台

(5) し尿処理場（奈良市衛生浄化センター）

株式会社奈良市清美公社等により市内からバキュームカーで収集されたし尿・浄化槽汚泥は、本処理場で前処理・主処理の工程で処理される。

① 汚泥再生処理施設

竣工日 平成15年3月14日

建設費 3,269,566千円

方式 し尿・浄化槽汚泥：高負荷脱窒素処理方式

処理能力 し尿・浄化槽汚泥：90Kℓ/日

ア 受入・貯留・前処理設備

搬入されたし尿、浄化槽汚泥は受入槽に受け入れられた後、ドラムスクリーンにてし渣が除去され、各々貯留槽または中継槽に一次貯留される。中継槽の浄化槽汚泥は、主処理設備にて発生する余剰汚泥、凝集汚泥とともに濃縮機により濃縮汚泥とろ液に分離され、ろ液は貯留槽に、濃縮汚泥は投入調整槽に移送される。

貯留槽のし尿、浄化槽汚泥は、それぞれ主処理設備の脱窒素槽に圧送される。

イ 主処理設備

脱窒素槽に投入されたし尿、浄化槽汚泥は、脱窒素槽、硝化槽、2次脱窒素槽、再ばっ気槽において微生物の硝化・脱窒反応によりし尿等に含まれるBOD、窒素分が分解除去された後、濃縮槽にて生物処理水と微生物（活性汚泥）に分離される。活性汚泥の一部は余剰汚泥として汚泥貯留槽に一次貯留後前処理設備にて処理され、生物処理水は下水に放流される。

ウ メタン回収設備

受入・貯留・前処理設備で調整された濃縮汚泥は、投入調整槽からメタン発酵槽に移送される。メタン発酵槽では36℃、16日間で嫌気性細菌の働きにより有機物が分解され、メタンを含むバイオガスとして回収しガスホルダーに貯留される。バイオガスは、脱硫した後、ボイラーにて温水、蒸気をつくり、メタン発酵槽の加温、汚泥乾燥の熱源として場内にて使用される。

エ 汚泥堆肥化設備

メタン発酵槽にてメタン発酵処理された汚泥は、消化汚泥貯留槽に貯留後、脱水機で水分80%まで脱水される。脱水汚泥の一部は水分調整のために乾燥した後、残りの脱水汚泥と共に一次堆肥化発酵槽に投入され約1週間で一次堆肥となり二次堆肥化発酵槽に移送する。一次堆肥は二次堆肥化設備において約45日で製品堆肥となり排出される。製品堆肥は袋詰装置にて袋詰めされ製品となる。

オ 脱臭設備

場内にて発生する臭気は、高濃度、中濃度、低濃度と分けて捕集し処理される。受入設備等から発生する高濃度臭気は、ばっ気ブロワにて捕集し、活性汚泥吹き込みにより中濃度まで処理する。主処理設備等から発生する中濃度臭気は、酸洗浄、アルカリ・次亜塩素酸ナトリウム洗浄、活性炭により清浄ガスとして放出する。処理室等から発生する低濃度臭気は、活性炭により清浄ガスとして放出する。

カ 取水設備

場内にて使用する用水は深井戸から取水し、受入槽に一次貯留したのち場内各所にて使用する。

6. 一般廃棄物処理実施計画

【廃棄物対策課】

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注 1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注 2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週 2 回収集 (直営・委託)	焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	おおむね月 2 回 収集 (直営・委託)	委託先の一次処理施設へ運搬し、破碎処理の後、二次処理施設へ運搬 (委託)	委託先の二次処理施設において選別後、破碎可燃物は焼却(焼却灰は焙焼処理し再生利用)、破碎スクラップは再生利用、その他不燃物は埋立 (委託)
大型ごみ 45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注 3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (直営)	草木類は再生利用 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 電池類は拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注 4	週 1 回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 21 条に基づく指定法人(以下、指定法人)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注 4	おおむね月 1 回 収集 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注 4	おおむね月 1 回 収集 (委託) 又は 公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で 500ml 以上の紙製容器 ※注 4		保管 (委託)	
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注 4		選別し、圧縮 (委託)	
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センターで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)

陶磁器製・ガラス製食器類 リユースできない陶磁器製及びガラス 製食器類	公共施設で拠点 回収 イベント回収	破砕処理 (委託)	専門処理業者で再生利 用 (委託)
---	-------------------------	--------------	-------------------------

※注 1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注 2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注 3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申し込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注 4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木く ず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食等の残さ	随時収集 (直営)	堆肥化し、再生利用(直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

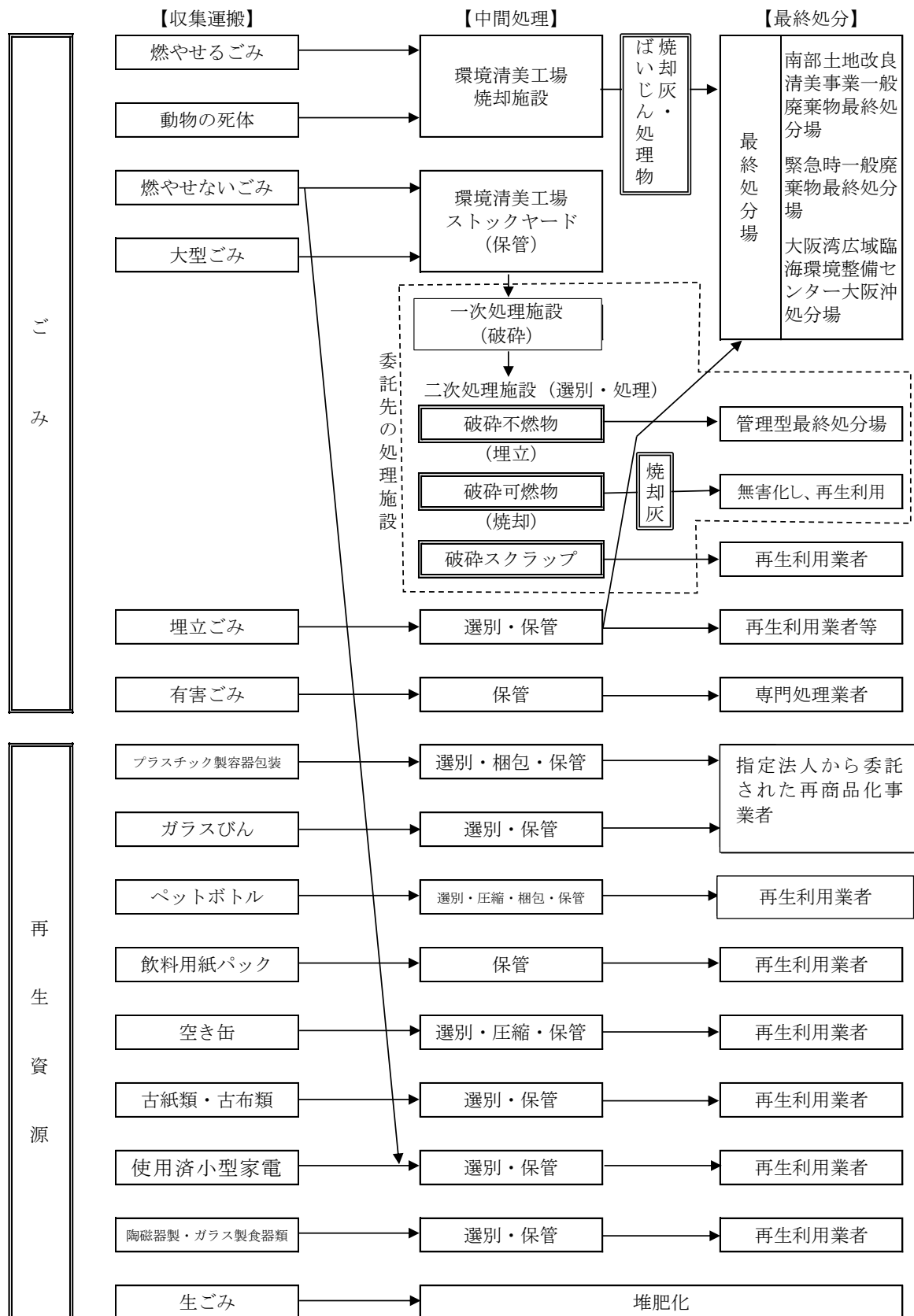
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて
処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ゴミ処理体系（令和6年10月から）



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電については、ボックス回収分及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限る。

※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成 21 年 4 月 1 日に策定した一般廃棄物処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 に基づくものとする。

イ 許可件数（令和 7 年 3 月 1 日現在）

（ア） 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	34
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

（イ） 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

（ウ） 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3R の推進	インターネット、 広報紙による情報 発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の 現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバ ン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデ ータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活にお ける工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座 や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供 し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」 の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減 量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講 師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践でき る子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材につい て継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適 正処理説明会	大規模事業者に対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に 1回、実施する。
	大規模事業所への 指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的 にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と 分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入） 手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対し ごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実 施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処 理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換 会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス 製食器類リユース・リサイクル事 業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ガラス製食器 類のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別回収	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボ トル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再 生資源・電池類の 回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペ ットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッ ジ、電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる）
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再 生利用する。

3R の推進	再生資源店頭回収 小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	小型家電ピックアップ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者へ引渡し、再資源化を行う。
	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類を選別し、再生利用する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。 また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の促進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年4月施行予定）に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。 また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャラバン	市内小学校をターゲットに、テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。

紙ごみの削減	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
多様な主体の参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
適正処理の推進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の 分け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルール の徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
新クリーンセンター建設	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の運営を円滑に遂行し、候補地議論の早期解決を図る。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画を見直し、計画推進に向けた庁内体制及び住民との協力体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計
家庭系	燃やせるごみ	36,979 t	-	1,192 t	38,171 t
	燃やせないごみ	2,205 t	-	2,297 t	4,502 t
	大型ごみ	2,341 t	-	-	2,341 t
	埋立ごみ	1,127 t	-	-	1,127 t
	有害ごみ	85 t	-	-	85 t
	再生資源	6,167 t	-	360 t	6,527 t
小計		48,904 t	-	3,849 t	52,753 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	27,862 t	1,011 t	28,873 t
	燃やせないごみ	0 t	224 t	0 t	224 t
	生ごみ	200 t	-	-	200 t
小計		200 t	28,086 t	1,011 t	29,297 t
合計		49,104 t	28,086 t	4,860 t	82,050 t
動物の死体		1,120 体	-	-	1,120 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目 2 番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	廃棄物対策課リサイクル分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地
収集区域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目 10 番 21 号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所在地	奈良市八条三丁目 737 番地の 1
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名称	株式会社武田環境
所在地	奈良市八条三丁目 737 番地の 1
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「奈良市申込品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。（電池類は拠点回収も実施）	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。

使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又はイベント回収とする	拠点に設置された回収ボックスに排出、又はイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引取義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引取場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引き取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,402 t
	ガラスびん	1,636 t
	ペットボトル	481 t
	飲料用紙パック	65 t
	空き缶	435 t
	古紙類・古布類	311 t
	使用済小型家電	181 t
	陶磁器製及びガラス製食器類	16 t
	生ごみ	200 t
小計		6,727 t
有害ごみ回収		85 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		240 t
集団資源回収		14,769 t
合計		21,821 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称	環境清美センターごみ焼却施設	
所在地	奈良市左京五丁目2番地	
処理方法	全連続燃焼式	
処理能力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残さを含む）、破碎可燃物、動物の死体	
処理量	燃やせるごみ	67,044 t
	動物の死体	1,120 体
残さ量	焼却灰	5,136 t
	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰（非鉄）	2,000 t
	合計	8,436 t
処分先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 焼却灰（非鉄）：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 委託先の処理施設

名称	三重中央開発株式会社（各処理施設）
所在地	京都リサイクルセンター：京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1

	三重リサイクルセンター：三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	
処理方法	破碎、焼却、焙焼、管理型埋立	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ	
処理量 ※注	燃やせないごみ	4,726 t
	大型ごみ	2,341 t
	合計	7,067 t
処分先	破碎可燃物：焼却埋立し、発生した焼却灰は無害化し再生利用 破碎不燃物：管理型埋立 破碎スクラップ：再生利用業者	

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

名称	草木類選別保管施設	
所在地	奈良市奈良阪町 2683 番地	
処理方法	選別・保管	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処理量 ※注	240 t	
処分先	草木類：再生利用業者等 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

名称	野村興産株式会社	
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1	
処理方法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処理量	85 t	

c プラスチック製容器包装中間処理施設

名称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所在地	奈良市西九条町五丁目 4-3 及び 4-13 地内	
処理方法	選別及び梱包	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処理量	プラスチック製容器包装	3,402 t
	選別残さ	798 t
	合計	4,200 t

処分先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設
-----	--

d ガラスびん保管施設

名称	ガラスびん保管施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	選別及び屋外保管	
面積	48 m ²	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処理量 ※注.	ガラスびん（無色）	801 t
	ガラスびん（茶色）	384 t
	ガラスびん（その他の色）	451 t
	合計	1,636 t
処分先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

e ペットボトル資源化施設

名称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	選別、圧縮及び梱包	
処理能力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ	
処理量 ※注	481 t	
処分先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル保管施設

名称	ペットボトル保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地
処理方法	屋外保管
面積	710 m ²
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処理量	481 t
処分先	再生利用業者

g 飲料用紙パック保管施設

名称	飲料用紙パック保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地
処理方法	選別及び屋外保管
面積	22 m ²
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処理量 ※注	65 t
処分先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

h 空き缶資源化施設

名称	空き缶選別作業所		
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地		
処理方法	機械選別及び圧縮		
処理能力	1.33t／h　　(0.63t／h、0.7t／h)		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ		
処理量　※注	アルミ缶		218 t
	スチール缶		217 t
	合計		435 t
処分先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ		

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶保管施設

名称	空き缶保管施設		
所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地		
処理方法	屋外保管		
面積	460 m ²		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処理量	アルミ缶		218 t
	スチール缶		217 t
	合計		435 t
処分先	再生利用業者		

j 古紙類・古布類保管施設

名称	古紙類・古布類保管施設		
所在地	奈良市左京五丁目 2 番地		
処理方法	屋外保管		
面積	50 m ²		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類		
処理量	新聞		18 t
	雑誌		143 t
	ダンボール		99 t
	古布類		51 t
	合計		311 t
処分先	再生利用業者		

k 使用済小型家電資源化施設

名称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター		
所在地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷 132 番地 8		
処理方法	選別・保管後、再生利用		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等		
処理量	181 t		

1 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

名称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場		
所在地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1		
処理方法	破砕処理後、再生利用		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	陶磁器製及びガラス製食器類		
処理量	16 t		

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町 2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
(株) 石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目 621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロジー事業（協）	奈良市北之庄町 23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目 5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目 6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町 136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町 131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町 1857 番地 他	
敷地面積	82,920 m ²	
埋立面積	58,100 m ²	
埋立容量	747,900 m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	5,136 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町 1325 番地 他	
敷地面積	46,611 m ²	
埋立面積	27,400 m ²	
埋立容量	264,403 m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量	887 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先		
処分場面積	95ha		
埋立容量	13,975,000 m ³		
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰（非鉄）		
処分量	ばいじん処理物		1,300 t
	焼却灰（非鉄）		2,000 t
	合計		3,300 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。		

7. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

【廃棄物対策課】

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

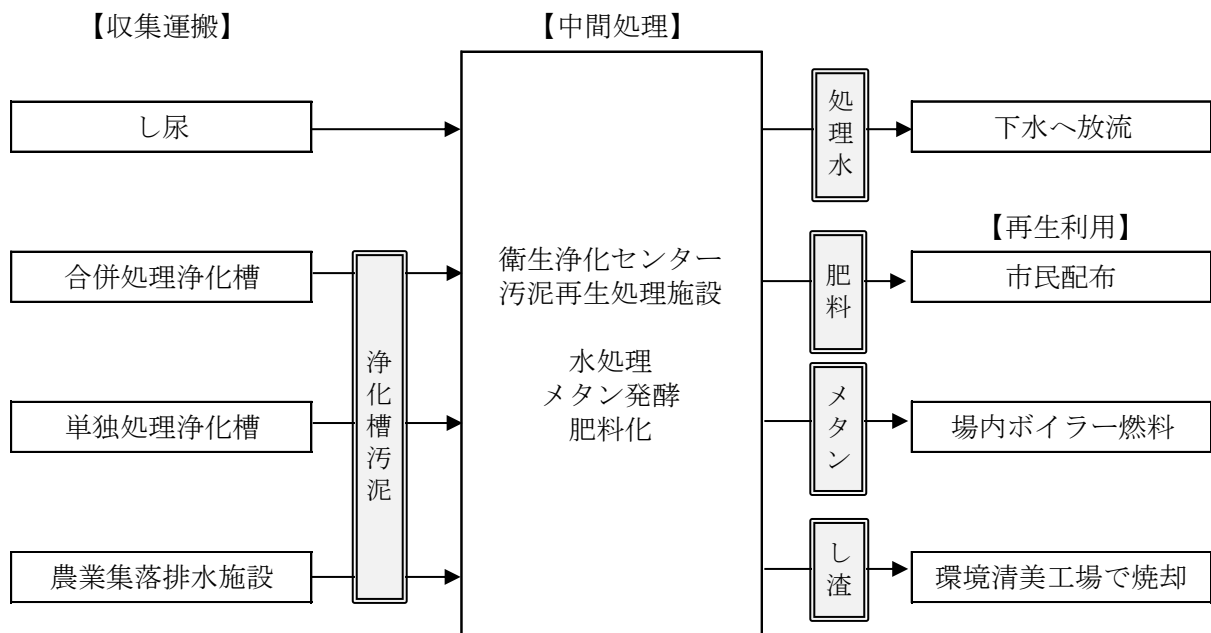
※月ヶ瀬・都祁地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法とその主体

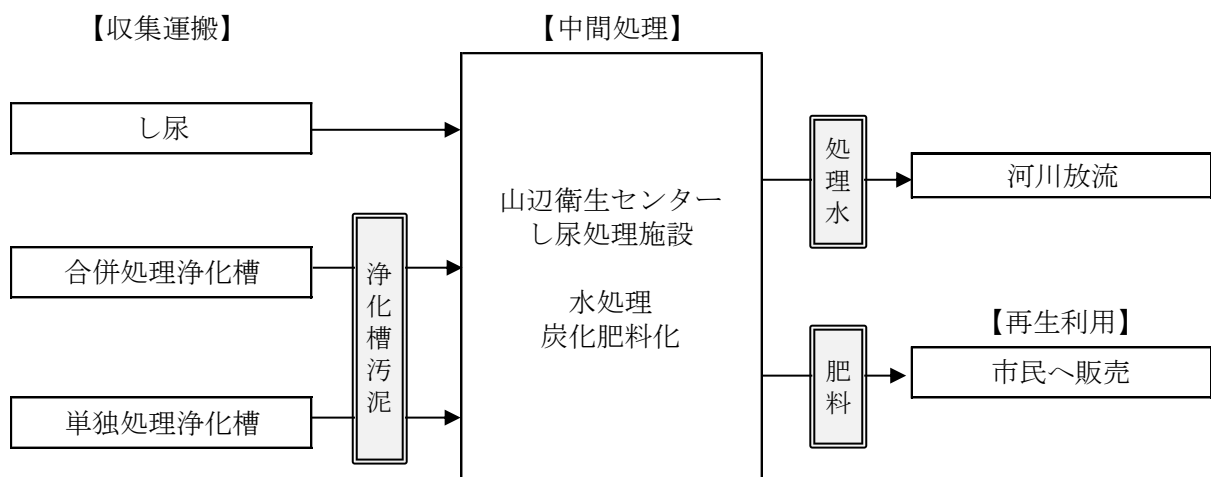
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月 1 回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が 清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は膜分離 高負荷脱窒素処理方式で処 理（直営） ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は肥料として 再生利用（直営） ○月ヶ瀬・都祁地 域 汚泥は炭化肥料化 し、再生利用（直 営）

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和7年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者へ啓発する。

(4) 収集運搬計画

収集運搬する廃棄物の量（月ヶ瀬・都祁地域除く）

種類	令和 5 年度（実績値）		令和 7 年度（推計値）	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	2,591kℓ	0kℓ	2,445kℓ	0kℓ
浄化槽汚泥	0kℓ	11,426kℓ	0kℓ	12,166kℓ
計	2,591kℓ	11,426kℓ	2,445kℓ	12,166kℓ
合計	14,017kℓ		14,611kℓ	

収集運搬する廃棄物の量（月ヶ瀬・都祁地域）

種類	令和 5 年度（実績値）		令和 7 年度（推計値）	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	595kℓ	0kℓ	610kℓ	0kℓ
浄化槽汚泥	0kℓ	5,292kℓ	0kℓ	5,250kℓ
計	595kℓ	5,292kℓ	610kℓ	5,250kℓ
合計	5,887kℓ		5,860kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ／24h
	生ごみ	3.4t／24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ	
処理量	し尿	2,445 kℓ
	浄化槽汚泥	12,166 kℓ
	合計	14,611 kℓ
残さ量	4t	
堆肥化量	116t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺環境センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬 2384 番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ／24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	610 kℓ
	浄化槽汚泥	5,250 kℓ
	合計	5,860 kℓ
堆肥化量	（山添村で発生の汚泥由来分を含む） 17 t	

※処理残さは発生せず、汚泥は全て炭化肥料となる。

8. 環 境 保 全

(1) 環境基本計画の推進

【環境政策課】

奈良市では、地球規模で進む気候変動や生物多様性の危機など複雑化・多様化する環境問題に対応するとともに、市民一人ひとりの活動が活性化することで、環境・社会・経済の三側面が調和した持続可能な社会づくりを進めるため、2022（令和4）年3月に「第3次奈良市環境基本計画」を策定した。

この計画は、2031（令和13）年度までの10年間を計画期間とし、奈良市環境ビジョンを実現するための5つの基本方針を設定し、それらの実現に向けた施策及び指標・目標値を示している。計画の推進にあたっては、環境基本計画推進会議を開催し、市民、事業者、市（行政）、奈良市環境審議会が協働して、計画の点検評価を行い、事業の見直しを適宜行っていく。

＜奈良市環境ビジョン＞

一人ひとりが動き出すなかで、奈良らしい豊かで持続可能な暮らしが生まれるまち

＜基本方針＞

- ・すべての主体の学びと参加・協働による暮らしの变革
- ・脱炭素社会の構築
- ・自然との共生と歴史環境の保全・活用
- ・循環型社会システムの形成
- ・快適な生活環境・都市環境の確保

(2) 環境教育の推進

【環境政策課】

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、市民の環境保全意識を高めるとともに、環境に配慮した行動を実践する人づくりを推進する必要がある。また、環境基本計画の中でも、「環境教育」はすべての分野と横断的に連動する基本方針の軸として位置づけられている。

このため、学校等を対象とした環境出前講座を実施しており、平成25年度からは環境教育における省エネルギーや地球温暖化防止に関するプログラムとして、環境講座「ＥＣＯキッズ！ならの子ども」事業において市立小学校3年生全クラスに対し、出前授業を実施している。

(3) 環境保全対策

【保健・環境検査課】

環境の現況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視として21河川28地点、地下水33地点の生活環境項目、健康項目などの調査を行いさらに13カ所のゴルフ場放流水等の水質調査（農薬）を実施している。大気汚染防止法に基づき西部、朱雀、飛鳥、柏木の大气常時監視測定局で常時監視を実施している。また、騒音規制法に基づく自動車騒音、環境騒音の実態調査を実施している。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法の特定施設を設置する場合の届出事務、立ち入り調査事務等を実施している。悪臭防止法に関しては、工場等から発生する悪臭の分析、官能試験等を実施している。

公害関係の苦情に対しては、現場調査による実態把握、公害関係法令等に基づく発生者に対する指導・勧告を実施している。

平成14年度中核市移行後、瀬戸内海環境保全特別措置法の特定施設の設置許可事務、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する場合の届出事務および環境調査、浄化槽法に基づく浄化槽設置等に関する届出の事務、土壌汚染対策法の事務等を行っている。

また、環境保全意識の高揚のために、大和川水質改善強化月間において啓発事業を実施している。

① 苦情の受理件数

市民その他から大気、水質、騒音等に関する苦情の申し入れを受けた件数は、次のとおりである。

種類 年度	騒 音	振 動	大気汚染	水質汚濁	悪 臭	その他	計
令和2年度	22	0	3	10	14	5	54
3	43	3	13	6	16	2	83
4	43	1	4	10	17	1	76
5	33	1	3	6	27	2	72
6	29	3	3	10	20	1	66

② 届出件数

ア 騒音規制法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (令和7年3月末現在 総数) 286事業場
2,021施設
特定建設作業の実施 (令和6年度) 172件

イ 振動規制法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (令和7年3月末現在 総数) 155事業場
873施設
特定建設作業の実施 (令和6年度) 114件

ウ 大気汚染防止法に基づく届出件数

ばい煙発生施設設置事業場 (令和7年3月末現在 総数) 122事業場
234施設

エ 水質汚濁防止法に基づく届出件数

特定施設設置事業場 (令和7年3月末現在 総数) 328事業場
(154事業場)

備考: () 内の数値は、その内公共下水道に接続している特定事業場数

(4) 環境審議会

【環境政策課】

市長の諮問に応じて、環境の保全と創造に関する基本的事項の調査、審議を行っている。

○構成委員 (任期2年)

学識経験者 8名
産業関係団体の代表者 2名 一般市民の代表者 2名
計 12名

(5) アイドリング・ストップ施策の推進

【環境政策課】

自動車からの排出ガスによる環境への影響(負荷)を減らすため、不必要なエンジンの稼働を止める「アイドリング・ストップ」の実行を呼びかけ、ステッカーの配布、バス会社等関連事業者に対する協力依頼など啓発に努めており、平成12年4月1日から「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、アイドリング・ストップ促進重点区域を定めて、区域内でのアイドリング・ストップを実践する他、アイドリング・ストップ実践乗務員休憩所を設置するなどアイドリング・ストップ施策の推進を図っている。

(6) ポイ捨て防止対策

【環境政策課】

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止するため、平成7年1月1日から「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」を施行している。また、令和5年4月1日から条例の改正により、ポイ捨て行為の禁止地域を「美化促進重点地域」だけでなく、道路・公園・広場・河川などの市内全域の「公共の場所」へと拡大している。国際文化観光都市としてふさわしい、きれいな町をつくるため、美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう啓発を行う等、まちの美観の維持増進に努めている。

① 美化促進重点地域

- ・近鉄奈良駅前広場、ＪＲ奈良駅前広場
- ・国道369号線（大宮通り線）及び奈良公園内道路（二条大路南一丁目交差点～県庁東交差点～大仏前交差点）
- ・三条通り（三条本町交差点～一の鳥居前交差点）
- ・県道木津横田線（油阪交差点～三綱田交差点）
- ・猿沢池周回道路及びその周辺
- ・JR奈良駅西口ロータリー及び道路（三条本町交差点～なら100年会館前）
- ・北部第378号線（中筋前交差点～三条通りとの交差点（通称小西さくら通り））
- ・北部第390号線（東向交差点～三条通りとの交差点（通称東向通り））
- ・北部第391号線（小西さくら通りとの交差点～東向通りとの交差点）

② 清掃、啓発

- ・清掃業務を委託し、清掃・啓発を行っている。
- ・ポイ捨ての多い箇所への路面標示など啓発を行っている。
- ・指定職員が巡回し、自販機への回収容器の設置や管理状況の確認、指導を行っている。

(7) 路上喫煙防止対策

【環境政策課】

国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに安全で快適な生活環境を確保することを目的に、平成21年3月1日に「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行した。同年11月1日から、路上喫煙禁止地域内での指定職員の指導に従わないものへの過料適用を開始した。

① 路上喫煙禁止地域

上記「美化促進重点地域」に同じ

② 路上喫煙禁止地域の啓発

指定職員が路上喫煙禁止地域を巡回し啓発・指導を行っている。

(8) 地球温暖化対策

【環境政策課】

① 奈良市ゼロカーボン戦略（第3次地球温暖化対策地域実行計画）

奈良らしい伝統的な自然観やそれが豊かに表れている歴史的・文化的資産が生かされているまちづくりを念頭に置いたうえで、2050年ゼロカーボンに向けて目指す将来ビジョンを具体化し、その実現に向けて省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限導入を核とした取組を示し、様々な主体と共有した上で、幅広い施策の展開に繋げることを目的に令和5年9月に策定した。

また、奈良市ゼロカーボン戦略で掲げる、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を50%削減するという中間目標達成のため、市民、事業者、市が一体となって取り組む行動指針を表した奈良市ゼロカーボン戦略アクションプランを令和7年3月に策定した。

② 地球温暖化対策庁内実行計画

奈良市が自ら実施する事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画を平成15年3月より策定している。

計画名	計画期間	削減目標
庁内実行計画（第1次）	平成15年度～平成19年度	平成13年度を基準として4.8%
庁内実行計画（第2次）	平成20年度～平成24年度	平成18年度を基準として3.0%
庁内実行計画（第3次）	平成25年度～平成29年度	平成23年度を基準として5.0%
庁内実行計画（第4次）	平成30年度～令和4年度	平成28年度を基準として5.0%
庁内実行計画（第5次）	令和5年度～令和12年度	平成25年度を基準として50.0%

令和6年3月には第5次計画を策定した。本計画は、令和32（2050）年脱炭素社会の実現に向けて、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%以上を削減することを目標とし、「環境保全に配慮した日常行動の推進」と「公共施設の建設（改修）・管理における環境配慮事項」という2つのテーマを軸として更なる温室効果ガスの排出量削減に取り組む。

③ 補助事業等

○低公害車導入に対する補助金

自動車から排出される二酸化炭素及び大気汚染物質の排出削減を図り、地球温暖化対策及び大気汚染問題の改善に寄与することを目的とし、タクシー事業者、カーシェアリング事業者、バス事業者に対し、低公害車等購入費用の一部を補助する。

- ・補助金額 ハイブリッドタクシー購入 1台につき10万円（平成30年度末で終了）
- プラグインハイブリッド自動車購入 1台につき25万円（令和元年度末で終了）
- ユニバーサルデザインハイブリッドタクシー購入
1台につき30万円（令和元年度末で終了）
- 電気自動車購入 1台につき50万円（令和元年度末で終了）
- ハイブリッドバス購入 1台につき500万円（平成29年度末で終了）
- 急速充電器設置 1基 50万円（令和元年度末で終了）
- EVバス購入 1台につき3,400万円（令和5年度のみ）

<補助実績>

年度	補助件数（件）
平成27年度	17 (ハイブリッド15、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)
平成28年度	12 (ハイブリッド10、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)
平成29年度	4 (ハイブリッド2、プラグインハイブリッド0、電気0、ハイブリッドバス2)
平成30年度	10 (ハイブリッド2、プラグインハイブリッド0、ユニバーサルデザインハイブリッド8、電気0、急速充電器0)
令和元年度	2 (プラグインハイブリッド0、ユニバーサルデザインハイブリッド2、電気0、急速充電器0)
令和5年度	2 (EVバス2)

○再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）

地震や台風等による大規模な災害時に必要な機能を維持するためのエネルギーを確保するため、2016（平成28）年度に市公共施設へ再生可能エネルギー設備等を導入した。

〈導入施設〉

施設名	導入設備	導入年度
なら 100 年会館	太陽光発電設備、蓄電池設備、ソーラー街路灯、LED 投光機	平成 28 年度
北部会館	太陽光発電設備、蓄電池設備、太陽集熱器	平成 28 年度
針テラス情報館	太陽光発電設備、蓄電池設備、ペレットストーブ	平成 28 年度

○公共施設再生可能エネルギー実装事業

2023（令和 5）年度より、2050 年までに奈良市全域での脱炭素化を実現するため、市公共施設へ再生可能エネルギー設備等の更なる導入を図る。

〈導入施設〉

導入年度	施設名	導入設備
令和 6 年度	鶴舞小学校、青和小学校、二名小学校、富雄第三小中学校、登美ヶ丘中学校、京西中学校、富雄南中学校、一条高等学校、帯解小学校、月ヶ瀬小中学校	太陽光蓄電池
	子どもセンター、西部生涯スポーツセンター	太陽光

○地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

2050年までに奈良市全域での脱炭素化を実現し、また、エネルギーの地産地消や地域内での経済活性化を推進するため、市内の事業所における太陽光発電設備等の導入費用の一部を補助する。

令和7年度からは個人住宅における太陽光発電設備や蓄電池の設置費用の一部を補助する。

〈補助実績件数〉

種別 年度	太陽光 発電設備	太陽熱 利用設備	高効率 空調	計
令和5年度	1	0	4	5
令和6年度	7	0	5	12

○市民共同発電所事業補助金

地球温暖化対策への市民の意識向上を促すことにより、再生可能エネルギー等の地域資源の活用を推進するため、市民共同発電所事業※を行う公益的団体に、その費用の一部を補助する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、事業を中止とした。

なお、令和3年度から再開したものの、本事業と同趣旨の地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金を実施することとなったため、令和6年度から事業を中止中。

- ・補助対象設備 太陽光発電設備、蓄電池設備
- ・補助金額 本工事費、付帯工事費、事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費、事務経費（1事業あたり上限50万円）
- ・予算額 50万円

※市民共同発電所事業とは…

自分たちの住むまちで、環境や防災・コミュニティを考える一つの手法として、再生可能エネルギーの発電所を作りたいと考える人たちが団体で寄付や出資により共同で発電所を建設・運営する取り組み

＜補助実績＞

年度	補助件数（件）
令和2年度	－
3年度	1
4年度	1
5年度	1

④ 環境ポイント交付事業（奈良市ポイント制度）

地球温暖化対策の一環として、より多くの市民に、省エネルギーに資する環境にやさしい行動に取り組んでいただくため、奈良市ポイント制度に「環境ポイント」を創設し、環境ポイント交付事業を実施する。

電気・ガスの使用量の削減に取り組む「エコチャレンジポイント」、自己の居住の用に供する市内の住宅にグリーンカーテンを設置する「グリーンカーテン設置ポイント」、自己の居住の用に供する市内の住宅（共同住宅を除く）に宅配ボックスを設置する「宅配ボックス設置ポイント」、自己の居住の用に供する市内の住宅（共同住宅を除く）に雨水タンクを設置する「雨水タンク設置ポイント」を設定し、省エネルギーに資する環境にやさしい行動を促し、家庭部門、運輸部門の温室効果ガス排出削減及び奈良市ポイントの活性化を図る。なお、グリーンカーテン設置ポイントについては、令和2年度末で終了し、環境ポイント交付事業については、令和5年度末で終了した。

・発行ポイント数 エコチャレンジポイント：

電気・ガス使用量の前年比削減量（CO₂削減量（kg）に換算）×10ポイント
（上限10,000ポイント）

グリーンカーテン設置ポイント：300ポイント（令和2年度末で終了）

宅配ボックス設置ポイント：宅配ボックスの購入費の2分の1のポイントを発行

（1,000ポイント未満切り捨て、上限10,000ポイント、同一住宅につき1基限り）

雨水タンク設置ポイント：雨水タンクの購入費の2分の1ポイントを発行

（1,000ポイント未満切り捨て、上限10,000ポイント、同一住宅につき1基限り）

・予算額 エコチャレンジポイント 7.8万円

宅配ボックス設置ポイント 50万円

雨水タンク設置ポイント 40万円

※雨水タンク設置ポイントは、健康エコハウス補助（雨水タンク）制度からポイント制度に移行。

＜ポイント発行実績：環境ポイント（奈良市ポイント制度）＞

年度	エコチャレンジ ポイント 発行件数（件）	グリーンカーテン 設置ポイント 発行件数（件）	宅配ボックス設置 ポイント 発行件数（件）	雨水タンク設置 ポイント 発行件数（件）
令和2年度	10	16	32	30
3年度	8	－	49	38
4年度	14	－	61	19
5年度	32	－	57	21

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、次ページの表に掲げるものをいい、事業者が自らの責任において適正に処理（分別、保管、収集・運搬、再生、処分）しなければならない。（ただし、事業者が自ら収集・運搬、再生、処分できない場合は、それぞれ許可業者に委託することができる。）

本市では、産業廃棄物が適正に処理されるよう、次の事務を処理する。

- ① 産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定
- ② 産業廃棄物処理施設の設置許可
- ③ 産業廃棄物排出業者の指導
- ④ 産業廃棄物処理業者の指導
- ⑤ 産業廃棄物の不法投棄や違法焼却（野焼き等）防止に向けた指導・啓発

産業廃棄物及び埋立地の種類

No.	産業廃棄物の種類	具 体 例	左の廃棄物の埋立地の種類	対 象 業 種 等
1	廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、タールピッチ類など	埋立以外の方法で最終処分	全ての業種が対象
2	廃酸	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸など）、有機廃酸（酢酸、クエン酸など）、アルコール発酵廃液、写真漂白廃液など		
3	廃アルカリ	廃ソーダ液、アンモニア廃液、洗びん用廃アルカリ、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、金属せっけん廃液など		
4	廃プラスチック類	廃タイヤ、廃ポリウレタン、廃スチロール、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材、合成繊維くず、廃ポリ容器類、接着剤かす、塗料かすなど	安定型処分場	
5	ゴムくず	天然ゴムくず		
6	金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ・トタンくず、鉛管くず、銅線くずなど		
7	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	廃空ビン類、板ガラス類、ガラス繊維くず、製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、土器くず、陶器くず、耐火・断熱レンガくず、せっこう型くずなど		
8	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（「がれき類」という）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片など		
9	燃え殻	灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、廃棄物焼却灰など	管理型処分場	
10	汚泥	製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥、糊かす、うるしかす、めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト泥、石炭かす、ソーダ灰かす、不良セメント、不養生コンクリート、ガラス・タイル研磨かす、活性炭かすなど		
11	鉱さい	高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい、粉炭かす、鉱じんなど		
12	ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど		

No.	産業廃棄物の種類	具 体 例	左の廃棄物の埋立地の種類	対 象 業 種 等
13	紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くずなど	管理型処分場	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）製本業及び印刷物加工業PCBが塗布され、又は染み込んだもの
14	木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材、木材、木製品製造業等の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出される木製家具や器具、貨物の流通のために使用したパレットなど		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業PCBが塗布され、又は染み込んだもの、物品賃貸業
15	繊維くず	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず、建設現場から排出される繊維くず、ロープなど		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）PCBが塗布され、又は染み込んだもの
16	動植物性残さ	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、缶詰・瓶詰不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛、ソースかす、醤油かす、麴かす、酒かす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くずなど		食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
17	動物のふん尿	牛、馬、豚、綿羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣のふん尿など		畜産農業
18	動物の死体	同上の家畜の死体		畜産農業
19	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥		と畜場、食鳥処理場
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの			

※輸入された廃棄物は、すべて産業廃棄物。

※場合によっては、具体例や埋立処分場の区分に当てはまらないことがある。

特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの）

産業廃棄物の種類		内 容
廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸		p Hが2.0以下のもの
廃アルカリ		p Hが12.5以上のもの
感染性産業廃棄物		病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、その他感染性病原体を取り扱う施設から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くずなど
特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物	廃PCB・PCBを含む廃油、PCBに汚染された木くず・繊維くず・廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くずなど
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4により指定された汚泥
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）及び廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で生じたもの及び輸入されたもので飛散のおそれのあるもの
	その他の有害産業廃棄物	鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びそれらの中間処理物で、特定の施設から排出され、基準以上の有害物質が検出されたもの

※最終処分方法は、遮断型処分場、管理型処分場での埋立のほか廃棄物の状態に応じて異なる。

奈良市長による許可業者数

（令和7年3月末現在）

許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
産業廃棄物収集運搬業 （積み替え・保管を含まない）	1	0	0	1
産業廃棄物収集運搬業 （積み替え・保管を含む）	5	0	1	6
産業廃棄物処分業（中間処理）	5	2	1	8
特別管理産業廃棄物収集運搬業 （積み替え・保管を含まない）	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処分業 （中間処理）	1	0	0	1
合 計	12	2	2	16

(2) 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

○ 自動車リサイクル法の概要

廃棄物を減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについてメーカー・輸入業者、関連事業者、自動車の所有者の役割を定めた法律で平成17年1月1日から施行された。

自動車の所有者は、リサイクル料金の支払いと使用済自動車の引取業者への引渡しを行わねばならない。リサイクル料金は自動車のリサイクルの障がいとなっているシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルや適正処理に使われ、自動車ごとにメーカーや輸入業者が設定する。リサイクル料金は自動車のメーカー、車種、エアバッグ等の装備によって1台ごとに異なる。

- ・シュレッダーダスト 自動車の解体、破砕後に残る廃棄物
- ・フロン類 カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因となるので適正処理が必要
- ・エアバッグ類 安全な処理には専門的な技術とコストが必要

○ リサイクル料金の支払い時期（支払いは車1台につき原則1回限り）

平成17年1月1日（法施行時）以降に新たに購入する自動車	新車購入時に新車販売店等に支払い
平成17年1月1日（法施行時）時点で既に所有している自動車	最初の車検時まで整備業者等に支払い （3年間の時限措置のため平成20年1月31日で終了）
	上記以外の場合は廃車時に自治体に登録した引取業者に支払い

○ 関係者の役割分担

自動車所有者	・シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクルに必要な料金及び情報管理料金・資金管理料金を負担する。最終所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡す。
引取業者 【登録制】	・自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す。
フロン類回収業者 【登録制】	・フロン類を回収基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
解体業者 【許可制】	・使用済自動車の解体を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
破砕業者 【許可制】	・解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理、シュレッディング）を再資源化基準等に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
自動車製造業者 輸入業者	・自らが製造または輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、適正に処理をする。

○ 本市では、次の事務を処理する。

- ① 引取業者及びフロン類回収業者の登録
- ② 解体業者及び破砕業者の許可
- ③ 関連事業者への指導

○ 廃棄物処理法との関係

- ・使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバッグ類はその金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物として扱われ、廃棄物処理法の規定が適用される。
- ・自動車リサイクル法の登録・許可については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要。ただし、廃棄物処理基準に従う必要あり。
- ・破砕業で1日当たりの処理能力が5トン以上の施設を設置する場合、廃棄物処理法の施設許可も必要。

○ 使用済自動車に係る登録・許可業者数

(令和7年3月末現在)

登録・許可の種類	市内業者	県内の 市外業者	県外業者	合 計
使用済自動車引取業(登録)	37	7	11	55
使用済自動車フロン類回収業(登録)	19	6	3	28
使用済自動車解体業(許可)	8	2	2	12
使用済自動車破砕業(許可)	0	1	1	2
合 計	64	16	17	97